

障害者福祉課

議案第109号

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

国の「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正を踏まえ、港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年港区条例第54号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施のため、乳幼児健康診査の内容が保育所等で行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、保育所等での健康診断の全部又は一部を省略可能とする省令改正が行われました。

この改正を踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

児童が乳幼児健康診査を受けている場合に、児童発達支援センターである児童発達支援事業所で実施される健康診断の全部又は一部を行わないことができることとします。

3 施行期日

公布の日

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正案

現行

<p>乳児又は幼児に対する健康診査</p>	<p>障害児の通所開始時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断</p>	<p>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断・障害児が通学する学校における健康診断</p>	<p>(略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(健康管理)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和四十年法律第一百四十一号)第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p>	<p>(前略)</p> <p>(健康管理)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p>
<p>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断・障害児が通学する学校における健康診断</p>	<p>(略)</p>				

3
(略)

(後略)

付則

この条例は、公布の日から施行する。

3
(略)

(後略)